

第 5 回

開催日時	平成26年1月30日（木）19:00～20:40		
開催場所	茨城町役場 2階 大会議室		
出席者	委 員	中村忍, 北山静香, 和家貴之, 小橋康德, 美野田龍敬, 小松崎育, 田家英雄, 田中真琴, 中村敬治, 川越信行, 池田晃一, 佐藤加代子, 山本香織, 中根絵美, 佐久間知美, 吹野久美子, 小林一裕, 會沢勇夫, 井野由美子 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	0名	
	その他		
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 制服等について</p> <p>2 校章について</p> <p>3 校歌について</p> <p>4 その他（次回開催等について）</p>		

第5回 茨城町立小学校統合準備委員会 会 議 要 旨

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

議事（1）制服等について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（1）制服等について、事務局からの説明を求めます。

事務局

これまでの協議で、青葉小学校では制服の着用が決定しているが、本日は、川根小学校と駒場小

学校で着用しているような標準服にするのか、それとも青葉中学校の制服のようなオリジナルモデルの制服のどちらを選定するのかについて協議をしていきたい。

まず、価格面を比較すると標準服の方が安価である。現在、川根小学校などが指定している標準服は、上着、ズボン、シャツなどの全てを合計して約16,000円である。一方、オリジナルモデルである青葉中学校の制服やシャツ等の一式は、約35,000円である。

オリジナルモデルの制服をつくる場合、複数の業者にプレゼンテーションを依頼し、それを参考にして業者を選定し、最終的なモデルを制作するのだが、この一連の作業には相当な時間を要する。

標準服の機能面について言えば、軽くて動きやすく、通気性に優れており、維持管理面では、自宅で洗濯ができ、速乾性に優れ、シワになりにくいなどの多くのメリットがある。

以上のことをふまえると、標準服が良いのではないかと事務局では考えている。

統合後の対応については、新入生は入学時から制服を着用し、現在、私服を着用している上野合小学校と沼前小学校の在校生は、暫定的な措置として統合後も引き続き私服の着用を可とし、卒業するまでの間、制服の購入を義務付けない方向で考えている。もちろん、途中から任意で制服を着用するのは自由であり、これは青葉中学校の統合後の措置と同様の考え方である。

つづいて、体操服について説明する。現在、4校で着用している体操服を調査したところ、川根小学校と駒場小学校の体操服、上野合小学校と沼前小学校の体操服は、モデルは異なるもののそれぞれ同じ業者の体操服である。価格は4校とも、ジャージの上下、Tシャツ及びハーフパンツの合計で約12,000円である。

統合小学校の校名は、統合中学校の校名と同じ「青葉」である。そのため、ジャージの中に着るTシャツとハーフパンツは、青葉中学校のモデルと同じものでも良いのではないかと意見があった。青葉中学校のTシャツには、胸の部分に大きな文字で「AOBA」、小さな文字で「J. H. SCHOOL」とプリントされているが、例えば「J. H. SCHOOL」の文字を削除して「AOBA」の文字だけ残したプリントにすれば、小学校を卒業しても中学校で引き続き同じものを着用できるようになり、保護者の経済的負担を軽減できる。

現在、4校で着用されている体操服は全て既製品であり、校名のプリント等で少し手が加えられている程度である。制服と同様に、体操服についても既製品かオリジナルモデルかを考える必要があるのかもしれないが、体操服については既製品でも良いのではないかと事務局では考えている。

統合後の対応は制服と同様の考え方であり、新入生は青葉小学校の体操服を着用し、在校生は旧在籍校の体操服を引き続き着用する。したがって、当面は5種類の体操服が混在するが、新たな体操服の購入を強制することはできないため、暫定的にそのような対応を考えている。

制服と体操服の選定については、この場で了解が得られれば、学校の先生方を中心とした専門部会で具体的な協議を実施し、何点かの候補が選定された後に統合準備委員会で最終決定したいと考えている。

委員長

議事（1）制服等について、事務局からの説明が終わりました。

川根小学校と駒場小学校では制服を着用しているが、子供達は実際に何着程度の制服を持ってい

るのか。

委員

私の子供は、夏用と冬用の制服を合わせて4着持っている。洗濯してもすぐに乾くのだが、毎日洗う時間的余裕がないため多めに持っている。

委員

私の子供は、夏用と冬用の制服を合わせて2着持っている。制服は、標準服で十分だと思う。

委員

私も標準服が良いと思う。

委員長

統合後、当面は制服と私服が混在するが、そのことについてはどのように考えるか。

委員

できれば最初から制服で統一した方が良いと思うが、そうした場合、2人以上の子供を持つ保護者の経済的負担は大きいと思う。

委員

各家庭の諸事情を考えると、開校時に全員が制服を着用するのは難しいと思う。

委員長

制服を標準服にするのか、それともオリジナルモデルにするのかであるが、これについては標準服に決定してよろしいか。

副委員長

標準服で良いと思うが、その標準服は川根小学校と駒場小学校で現在着用しているモデルと同じものにするのか。

事務局

両校で着用している標準服は同じ業者のモデルであるため、それに合わせるべきではないか。

委員

長岡小学校で着用している標準服と川根小学校で着用している標準服は業者が異なるため、ズボンの丈の長さや色合いが若干違う仕様になっている。川根小学校の児童の中には、丈の長い長岡小学校のズボンが良いということで、長岡地区の洋品店までわざわざ買いに行く方もいるようであり、川根小学校では丈の長いズボンと短いズボンが混在しているのが実情である。

事務局

本来は、統一すべきだと思う。そうしないと、標準服ならば何でも良いということになってしまう。

副委員長

偶然であるが、川根小学校と駒場小学校の標準服の業者と青葉中学校の制服の業者は同じ業者である。同じ業者を選定しておけば多少は便宜を図ってもらえるだろうし、価格面でも有利になる可能性があると思う。そうしたことを考えると、この業者に決定した方が良いと思うが如何でしょうか。

－異議なし－

副委員長

この業者で良いということであれば、標準服のモデルは、川根小学校と駒場小学校で着用しているモデルと同じものを採用するということがよろしいか。

－異議なし－

委員長

もう1点確認であるが、開校時に新入学する児童は制服を着用するが、上野合小学校と沼前小学校に在籍していた在校生は卒業するまで私服の着用を認め、開校後の制服の購入は任意ということによろしいか。

極端な話であるが、全校生徒が何百人もいる中で私服を着ている児童が数人しかいないという状況になった場合、何らかの問題が発生するかもしれないが、その点についてはどのように考えるか。

委員

開校してから6年後には、全員が制服を着用する状況になっている。しかし、その間に委員長が危惧するような事態が起こり、私服を着用している児童が学校生活を送りにくい状況になった場合には、その時点で学校及びPTAが服装等に関するルールを再整備すれば良いと思う。現時点で先々のことまで全て決定するよりは、その時々状況に応じて適切な対応をとるべきだと思う。

取扱いが一番難しいのは、現在制服で通学している川根小学校と駒場小学校の児童が、私服での通学を希望した場合にどのような方針にするのかだと思う。

事務局

現在、私服を着用している上野合小学校と沼前小学校の児童については、統合後も引き続き私服を着用しても止むを得ないと思うが、元々制服を着用している川根小学校と駒場小学校の児童については、当然制服を着用すべきだと考えるのが自然ではないか。

開校後に発生する諸問題を、その時々において学校やPTAが協議して解決していくべきだという考え方は大変素晴らしいと思う。

委員

この場では、開校時のルールだけを決定しておけばよいと思う。

委員長

開校時に、全員が制服を着用するというルールにはできないのか。

事務局

事務局としては、できないと考えている。

委員

開校時に制服の一斉着用を義務付けると、制服購入費の助成問題など複雑な話になりかねないと思う。例えば、私の子供は統合時に2年生であるため、その後も小学校で過ごす期間が長いことから統合時に制服を購入しても問題ないのだが、統合時に6年生の子供を持つ保護者としては、制服の購入を一律に義務付けられると、たった1年しか着用できず、無駄になると分かっても購入せざるを得なくなる。

副委員長

ただいまの意見を聴くと、私も事務局案が良いと思う。統合してから卒業するまでの間に制服に切り替えるかどうかは、各家庭で判断するのが一番良いと思う。統合後、しばらくは私服を着用していても、体が成長するにつれて着るものは買い替えなければならないのだから、そのタイミングで制服を購入しようと思うならば、その時点で制服を購入すれば良いと思う。

また、制服が私服よりも様々な面で優れていると判断されれば、自ずと制服の着用率は上がると思うので、諸々を考えて事務局案が良いと考える。

委員

先程話があった、川根小学校と駒場小学校に在籍していた児童が、本人の希望によっては私服の着用を認めるべきかという件については、認めないということによろしいですね。

事務局

はい。

委員長

それでは、上野合小学校と沼前小学校の在校生については、私服の着用を暫定的に認め、途中で制服に切り替えるかどうかは、各自の判断とするということによろしいか。

—異議なし—

委員長

つづいて、体操服について協議したい。体操服の選定作業は、この場で了承が得られれば、専門部会で進めていきたいという説明であったが、それについてはどう考えるか。

委員

専門部会では、モデルに関する具体的なデザイン等の検討をするのだろうが、中学校に入学した後も引き続き着用できるようなモデルにするのかなど、大まかな方針はこの場で決定しておく必要があると思う。

副委員長

青葉中学校のTシャツには「AOBA」「J. H. SCHOOL」の文字がプリントされているが、青葉小学校のTシャツとして「J. H. SCHOOL」の文字を消し、「AOBA」の文字だけプリントすることは可能だと思う。Tシャツのモデルそのものが同じであれば、小中学校で異なるのは「J. H. SCHOOL」の文字の有無だけになるので、中学校入学時に改めてTシャツを買い替える必要がなくなると思う。そうすれば、「J. H. SCHOOL」の文字がプリントされた中学校のTシャツは、その後買い替えるタイミングで購入すれば良いことになる。

専門部会に具体的な協議を任せる前に、青葉小学校と青葉中学校の体操服をどこまで統一するのかなど、大まかな方針についてはこの場で意見交換して、決定しておく必要があると思う。

委員

Tシャツとハーフパンツは、小中学校とも同じモデルが良いと思う。しかし、ジャージについては、これも同じモデルが良いという考え方がある一方で、あえてイメージを変えるべきではという考え方もある。

委員

教職員の立場からすれば、ジャージの色が異なれば生徒指導等が行いやすいというメリットがあるが、そもそもジャージは小学生らしく明るい色を選ぶべきだと考える。

委員

子供達の立場としても、ジャージのイメージは異なるものの方が良いと思う。小学校を卒業して中学校に入学し、そのタイミングで制服やジャージ等が変わることによって子供達の意識も大きく変わるのだと思う。小中学校で、服装をはじめ何か何まで全て同じになってしまうと、中学生になることへの憧れなどが薄れてしまうのではないか。そうしたことを考えると、ジャージのイメージは変えた方が良いと思う。

委員

ジャージの色を見て生徒指導に役立てるといふ教職員の立場としての意見も、服装等の変化とともに意識も変わるという子供達の立場としての意見ももっともな意見だと思う。確かに、実際に体操服を着る子供達にとっては、中学校に入学しても何も変わらないのでは気持ちの面で新鮮さを感じられないと思う。中に着るハーフパンツ等は同じものでも良いと思うが、ジャージのイメージは変えた方が良いと思う。

委員

小学生と中学生の行動は違うので、遠くからでも見分けがつくようなジャージが良いと思う。また、薄暗くなってきた時の安全性などを考えると、明るめの色が良いのではないかと考える。

事務局

中学校統合準備委員会の協議でも、中に着るTシャツとハーフパンツは小中学校で統一しても、ジャージは変えた方が良いのではないかと意見があった。この場においても同様な意見が多いので、そのような考え方に基づいて専門部会で協議するという事で了承していただければ、ここから先の作業は専門部会に一任したい。

委員

4校の体操服には2社が関係しているため、専門部会としてはその2社にプレゼンテーションを依頼すべきか、それとも青葉中学校の体操服も取り扱っているその1社に絞って検討すべきか。

委員

青葉中学校の体操服も取り扱っているこの業者のカタログの中から、コンセプトに合う体操服を選定するという方法が一番良いと思う。2社に声をかけてプレゼンテーションを実施すると、選択肢が広がりすぎて決定しづらくなるのではないかと考える。

委員

今後の統合業務全体のことを考えると、手間をかけるべき作業とそうではない作業を明確にして、軽量化できる作業については軽量化すべきではないかと考える。

事務局

専門部会で選定作業をするにあたり、やりやすい方法を選択してもらえれば良いと思うので、この場で細かな方法を取り決めずに、専門部会の提案に対し統合準備委員会が承認していくという形

式で良いと思う。

委員長

それでは、体操服の選定は専門部会に一任してよろしいか。

－異議なし－

(2) 校章について

委員長

議事(2)校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

校章のデザインは、青葉中学校の校章を制作した時と同様に公募したいと考えている。公募するにあたり、募集要項と応募用紙の案を作ったので内容を確認していただきたい。

募集期間は、2月初旬から3月中旬を予定している。応募資格は、校名を募集した際と同様の条件とした。中学校統合準備委員会で青葉中学校の校章の応募資格について協議した際に、全国的に広く募集してはどうかとの意見があったが、最終的には町内在住の方に応募資格を限定した。理由は、町全体に関わるシンボル等を募集するのであれば町外にも広く募集すべきであるが、学校などの限定的な施設に関わるシンボル等の募集については、歴史や伝統、茨城町の風土等を理解している方に限った方が良いのではないかと考えに至ったこと、さらに、全国規模で公募を実施する場合、賞金の相場が20万円程度になるため予算的な制約も絡んだためである。そのため、今回も町内在住の方、卒業生、関係小中学校の教職員に応募資格を限定した。

応募作品は、出来る限り色を染めて応募してもらうものの、実際に校章を使用する際にはモノクロで使用することが多いことから、モノクロでの応募も可とした。

なお、任意ではあるが、青葉小学校からイメージする色についても同時に募集する。校旗を製作する際に、生地の色を選定するための参考情報にするためである。

表彰は、最優秀作品を1点選び、受賞者に賞状と副賞を授与する予定である。副賞は1万円相当の町名産品とし、受賞者が中学生以下の場合には1万円相当の図書カードを選択することもできる。表彰式は、青葉小学校の開校式の中で行う予定である。

募集要項の裏面には、「青葉」という校名に込められた思い、現在の4校の目指す児童像、教育目標及び校章を参考情報として掲載している。

応募用紙には、校章図案の描画欄、図案に込めた意味・想い等の記入欄、青葉小学校からイメージする色の記入欄を設けた。

この内容で校章のデザインを募集する予定であるが、意見・質問等があれば伺いたい。

委員長

議事(2)校章について、事務局からの説明が終わりました。

この募集要項にしたがって募集し、応募された作品の中から最終的な校章案を1点選ぶということですね。

事務局

青葉中学校の校章選定の経過を説明すると、まず、事務局において応募された作品を集計し、その中から良いと思う作品を委員1人につき10点以内で投票していただいた。その後も、投票によって段階的に絞り込み、最終的な1点を選定した。

青葉小学校の校章も同様な方法で選定していきたいと考えている。

委員長

事務局の提案どおりでよろしいか。

—異議なし—

(3) 校歌について

委員長

議事(3)校歌について、事務局からの説明を求めます。

事務局

青葉小学校の校歌を制作するにあたり、青葉中学校の校歌の制作過程が参考になると思うので、まずはそれについて説明する。

青葉中学校の校歌制作では、最初に歌詞に入れるフレーズの募集を実施した。これは、専門家に作詞を依頼する際に、募集したフレーズを可能な限り詞に反映してもらい、多くの町民に親しまれる校歌をつくる目的で実施した。しかし、結果的には、それらのフレーズはあまり反映されなかった。

作詞・作曲家の人選は、委員の皆様にご推薦を依頼したところ5名(組)の名前が挙がり、最終的に茨城大学の田中先生に作曲を依頼した。作詞は、田中先生から紹介していただき、同じく茨城大学の橋浦先生に依頼した。

青葉中学校の例を参考にしつつ、青葉小学校の校歌をどのように制作するかであるが、一番の問題は、作詞・作曲を誰に依頼するのかということである。どなたか推薦したい方がいればご意見をいただきたい。ただし、限られた予算内で依頼できる方を探さなければならない。

また、歌詞のフレーズ募集は実施しない方向で考えている。多くのフレーズを応募していただいても、それらが必ずしも詞に反映されるとは限らないためである。今回は、フレーズ募集をしない代わりに、作詞を依頼する際に、必ず校名や地名を詞に入れてほしいなどの条件を付けたいと考えている。

校歌の制作について、皆様の意見を伺いたい。

委員長

議事(3)校歌について、事務局からの説明が終わりました。

校歌の制作を、小学校の音楽の先生にお願いすることはできないのか。

委員

作詞・作曲は、音楽の先生の専門分野とは異なるものだと思う。

新たな方に依頼するのではなく、青葉中学校の校歌に携わっていただいた茨城大学の先生方に、

系列校である青葉小学校の校歌についても依頼してはどうか。

委員長

青葉中学校の校歌の制作には、どの程度の費用がかかったのか。

事務局

大学の先生方は、作詞・作曲を本職としているわけではないため、謝礼金程度の費用である。ただし、校歌の楽譜やサンプル音源の制作等に別途費用はかかっている。ちなみに、有名な方に作詞・作曲を依頼すると、費用は数百万円程度かかるようである。

委員長

どなたか推薦したい方はいるでしょうか。

委員

県内の学校の校歌を制作した地元出身の歌手がいる。

副委員長

その方に依頼する場合に、費用がどの程度かかるのかを調べることはできますよね。

事務局

地元出身だということを考えると、所属事務所を通じて正規に依頼する場合と、個人的に依頼する場合とでは費用のかかり方が大きく変わってくると思う。

委員

青葉中学校の校歌を制作した田中先生と橋浦先生にお願いし、どなたか良い方を紹介していただくというのも一つの方法だと思う。

委員長

青葉小学校と青葉中学校は系列校であるため、同じ先生方に依頼するというのとは一つの考え方であるが、他に意見はありませんか。

委員

作詞と作曲は、それぞれ別の方に依頼する予定なのか。

事務局

こちらの頼み方次第だと思う。

副委員長

誰に依頼するかについては、この場ですぐに決めずに色々な意見が出揃ってからでも遅くはないと思う。

青葉中学校の校歌は、茨城大学が戦略的地域連携プロジェクトという事業で青葉中学校の統合問題に関わりがあり、その一環で茨城大学の先生方に依頼したという経緯がある。その先生方に、小学生にふさわしい校歌の制作を依頼すれば、そうしたイメージに合う校歌ができあがると思うのだが、個人的な意見としては、小学校の校歌として考えた場合には少し硬いイメージの校歌になるような気がする。

中学校の校歌とはまた違ったイメージの校歌をつくるという意味では、先程名前が挙がった地元の歌手に断られるのを承知の上で、どの程度の費用ならば依頼を受けてもらえるのかを確認してみ

ても良いと思う。2通りの案を同時進行させるのは大変かもしれないが、そうした確認作業を事務局で進めてもらっていた方が良いのではないかと思う。

委員長

フレーズ募集は、実施する必要があるだろうか。仮にフレーズを募集しても、必ずしも歌詞に反映されるとは限らないということであるが。

委員

校歌の制作を誰に依頼するのかを決めるのが先であり、もしその作詞家から作詞をする上でフレーズがほしいと言われた場合には、その時点でフレーズを募集すれば良いと思う。したがって、その作詞家の考え方に応じて、フレーズを募集するかどうかを決定すれば良いと思う。

委員

地元出身の歌手の名前が挙がっているが、所属事務所を通じて正規に依頼するのと個人的に依頼するのでは、様々な面で対応が変わってくると思う。個人的にはこの方を推薦したいが、予算的な制約やその方の時間的な制約の問題等を考えると、引き受けてもらえるかどうかは微妙なところだと思う。

委員

正攻法な手続きで依頼しても、おそらく引き受けてもらえないでしょうね。

事務局

皆様の意見と同感であり、正攻法に依頼するのと個人的に依頼するのでは結果が変わってくると思う。地元からの依頼ということで快く引き受けてもらえるのか、それとも本人の仕事が忙しくて引き受けられないという返事が返ってくるのか全く予想できないが、可能な範囲で交渉してみたい。

ただし、校歌については、本日初めて触れた議題であるため、他にも推薦した方が出てきた場合には、次回以降も引き続きご意見をいただきたいと思う。

委員

この歌手は、私の知人の同級生である。

事務局

その知人を通じて、個人的に依頼することはできないか。

委員

費用面のことなど、大まかなことを確認する程度のことにはできるかもしれない。

事務局

それでは、何らかの情報が確認できた時点で事務局に知らせていただければと思う。

(4) その他(次回開催等について)

委員

先日、今年度最後のPTA部会を開催したので、その協議内容について報告する。PTA規約、役員選出等についてはある程度協議がまとまった。

スクールバスについては、バスを何台導入し、どのルートを運行するのかなど、運行概要案が事務局から示されれば、PTA関係者の中でも具体的な協議・検討が可能になるため、早目にそうした情報を示してほしいという意見があった。

事務局

次回は、3月の定例議会在終了した後に開催したい。本日の議題であった校章デザインの募集は予定どおり実施し、応募作品の集計結果を次回の委員会でお示ししたい。また、先程ご意見があったスクールバスの問題についても、次回あたりから協議していきたいと考えている。